

2枚目・連携B水準記載例

様式第9号の5 (第70条関係)

時間外労働
休日労働
に関する協定届 (特別条項)

| 臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合 | 業務の種類 (満18歳以上の者) | 労働者数 | 1日 (任意) | | 1箇月 | | 1年 | | | |
|---------------------------|---------------------|------|--|--|-----------------------------|--|-----------------------------|--------------------|---------------------------|-----|
| | | | 延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数 (任意) | 限度時間を超える回数 (①については、6回以内、②-⑤については任意) | 延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 | 限度時間を超える回数 (①については、6回以内、②-⑤については任意) | 延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 | 限度時間を超える回数 (任意) | 限度時間を超える時間数 及び休日労働の時間数 | |
| ① (下記②-⑤以外の者) | 〇〇業務 | 〇〇人 | 6時間 | 6回 | 70時間 | 70時間 | 670時間 | 670時間 | 25% | 25% |
| ② | 〇〇業務 | 〇〇人 | 6時間 | 6回 | 70時間 | 70時間 | 670時間 | 670時間 | 25% | 25% |
| ③ | | | | | | | | | | |
| ④ | 医師業務 (〇〇科、〇〇科) | 15人 | 6時間 | 8回 | 85時間 | 85時間 | 800時間 | 800時間 | 25% | 25% |
| ⑤ | 医師業務 (〇〇科、〇〇科) | 10人 | 6時間 | 8回 | 105時間 | 105時間 | 870時間 | 870時間 | 25% | 25% |

医療機関内に、連携B水準の対象業務以外の業務に従事する医師がいる場合には、該当する水準の記載欄に協定事項を記載してください。

月の時間外労働の限度時間(月45時間または42時間)を超えて労働させる医師以外の者(看護師、事務職員等)については、年6回以内に限ります。

医療に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)についても同じ様式を使用しますので、当該者についても定める場合は、併せて記載してください。

業務の範囲を細分化し、明確に定めください。連携B水準医療機関で対象業務に従事する医師については労働時間短縮計画記載の診療科単位で定めることが望ましいです。

患者数増加、入院患者の急変、救急患者の搬送等に伴う診察、検査、診断、処置、手術への対応の発生
高難度の診察、診断、処置、手術への対応の発生

事由は一時的または突発的に時間外労働を行わせる必要があるものに限る。できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要なとき」「業務上やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。なお、あくまで例示を載せていますので、各医療機関の実態に合わせて記載してください。連携B水準医療機関で対象業務に従事する医師の場合、派遣元である連携B水準医療機関側の医師業務(派遣されるまで派遣元で従事している医師業務)との関係で、臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わせる事由を記載してください。

限度時間(月45時間または42時間)を超えて労働させる場合の、1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定めください。医療に従事する医師以外の労働者(看護師、事務職員等)については、月100時間未満に限ります。なお、この時間数を満たしていても、2~6か月平均で月80時間を超えてはいけません。

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めください。この場合、法定の割増率(25%)を超える割増率となるよう努めてください(なお、時間外労働が月60時間を超える場合の法定の割増率は50%となります。)

限度時間(年360時間または320時間)を超えて労働させる1年の時間数を定めください。医療に従事する医師以外の労働者(看護師、事務職員等)については、年720時間以内(時間外労働のみ)に限ります。連携B水準医療機関で対象業務に従事する医師の場合は年960時間以内(時間外労働および休日労働)に限ります。

1年の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年においては、協定の内容を変更して再度届出することがあった場合でも、起算日は同一の日とする必要があります。

1年 (①については720時間以内(時間外労働のみの時間数)、②-④については960時間以内、⑤については1,860時間以内(②-⑤は時間外労働及び休日労働を合算した時間数)に限る。)

1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。ただし、②-⑤については、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずることとしている場合はこの限りではない。)

延長することができる時間数
法定労働時間を超える時間数
(任意)

延長することができる時間数
及び休日労働の時間数

延長することができる時間数
法定労働時間を超える時間数
(任意)

限度時間を超える回数
(①については、6回以内、②-⑤については任意)

限度時間を超える回数
法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数
(任意)

限度時間を超える回数
法定労働時間を超える時間数
(任意)

延長することができる時間数
及び休日労働の時間数

延長することができる時間数
及び休日労働の時間数

延長することができる時間数
法定労働時間を超える時間数
(任意)

限度時間を超える回数
(任意)

限度時間を超える回数
法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数
(任意)

限度時間を超える回数
法定労働時間を超える時間数
(任意)

延長することができる時間数
及び休日労働の時間数

延長することができる時間数
及び休日労働の時間数

延長することができる時間数
法定労働時間を超える時間数
(任意)

限度時間を超える回数
(任意)

限度時間を超える回数
法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数
(任意)

限度時間を超える回数
法定労働時間を超える時間数
(任意)

延長することができる時間数
及び休日労働の時間数

延長することができる時間数
及び休日労働の時間数

延長することができる時間数
法定労働時間を超える時間数
(任意)

限度時間を超える回数
(任意)

限度時間を超える回数
法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数
(任意)

限度時間を超える回数
法定労働時間を超える時間数
(任意)

延長することができる時間数
及び休日労働の時間数

延長することができる時間数
及び休日労働の時間数

延長することができる時間数
法定労働時間を超える時間数
(任意)

限度時間を超える回数
(任意)

限度時間を超える回数
法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数
(任意)

限度時間を超える回数
法定労働時間を超える時間数
(任意)

延長することができる時間数
及び休日労働の時間数

延長することができる時間数
及び休日労働の時間数

延長することができる時間数
法定労働時間を超える時間数
(任意)

限度時間を超える回数
(任意)

限度時間を超える回数
法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数
(任意)

限度時間を超える回数
法定労働時間を超える時間数
(任意)

延長することができる時間数
及び休日労働の時間数

延長することができる時間数
及び休日労働の時間数

延長することができる時間数
法定労働時間を超える時間数
(任意)

限度時間を超える回数
(任意)

限度時間を超える回数
法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数
(任意)

限度時間を超える回数
法定労働時間を超える時間数
(任意)

延長することができる時間数
及び休日労働の時間数

延長することができる時間数
及び休日労働の時間数

延長することができる時間数
法定労働時間を超える時間数
(任意)

限度時間を超える回数
(任意)

限度時間を超える回数
法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数
(任意)

限度時間を超える回数
法定労働時間を超える時間数
(任意)